

「品川区こども計画」パブリックコメント結果（提出人数 31 人、意見数 95 件）

今回、区民の皆さまから意見をいただいた「品川区こども計画（素案）」は、こども基本法に基づくこども計画にあたり、品川区の子ども・若者・子育て施策の総合計画（素案）です。

1. 第1章について

No.	主な意見の内容	区の考え方
1.	2016 年に位置付けられた「子どもの権利が主体である」ことを計画策定の背景に追記することを要望する。	いただいたご意見を参考に、2 ページの「計画策定の趣旨」に追記いたします。
2.	子どもの権利条約の 4 大原則（生命・生存及び発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止）の記載を希望する。	ご意見の内容は、14 ページの「7. 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)の「4 つの原則」」にて、掲載しております。
3.	施策の進捗状況と計画全体の成果について年度ごとの点検・評価を行うとあるが、PDCA についての記載がない。PDCA 以外のどのようなかたちで点検・評価を行っているのか、点検・評価を実施する会議体、結果の公表有無について回答がほしい。また、必要であれば記載してほしい。	ご意見の内容は、170 ページの「進捗状況の管理」にて、掲載しております。

2. 第2章について

No.	主な意見の内容	区の考え方
4.	子ども・若者育成支援団体への具体的な支援事業の明確化を求める。	ご意見の内容は、94 ページの「基本方針 5（2）地域ネットワークの活用」にて具体的な取組の掲載しております。
5.	基本理念の実現には、こども・保護者・地域とともに、職員も輪の中に加えるべきである。特に意見表明が困難な小さな子や障害等の子どもや若者の近くで働く職員の意見は重要である。	基本理念の実現には、子どもたちと直接関わる職員の視点や経験が重要であることは認識しております。今後も、職員の意見も十分に取り入れながら、施策の推進に努めてまいります。 いただいたご意見は、計画の推進にあたっての参考とさせていただきます。

3. 第3章について

No.	主な意見の内容	区の考え方
6.	第3章計画の展開における「計画の体系」で、「支援」という言葉が気になる。自治体の、人権を守る責任という視点が十分に感じられない。公的責任についての考え方も知りたい。	すべての区民の基本的人権を守り、福祉の増進を図る責務があることを十分認識しております。 いただいたご意見は、計画の推進にあたっての参考とさせていただきます。
7.	児童センターのネウボラ相談員は、育児や家庭に関する幅広い相談に対応できる重要な存在である。しかし、相談頻度は低く、サービスの認知度が十分でない。そのため、妊娠中のマタニティクラスや保健センターでの周知を強化し、具体的な相談例も併せて提示することが望ましい。	ネウボラ相談員をより多くの方にご利用いただけるよう、妊娠期からの情報提供を充実させるとともに、相談事例の紹介など、分かりやすい周知方法を検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の事業実施の参考とさせていただきます。
8.	支援や場所が多すぎて分かりにくいという声があるため、ワンストップで紹介できる総合窓口的な場が必要である。	いただいたご意見を参考に、支援サービスの情報がより多くの方に認識していただけるよう、啓発・周知の徹底に一層努めてまいります。
9.	「似た特性を持つ仲間と」の記述は危険である。普通級には8.8%の発達障害の生徒がおり、周りと違うことが分かると分離されることの不安から不登校や自殺に走るリスクがある。「みんなちがってみんな良い」を合い言葉とすべきである。	ご意見として承ります。
10.	「事業所連絡会の実施」とは、具体的に何のサービスの事業所連絡会か。	障害福祉サービスに係る相談支援事業所や通所事業所等を想定しています。
11.	すまいるスクールにおいて、特別支援児童の受け入れに関して、利用時間の独自短縮や「特別扱いはできない」といった職員の発言など、独自ルールが散見される。合理的配慮について、すまいるスクールの現場に対してどのような形式・頻度で周知・啓発を行っているのか。	子ども育成課では、すまいるスクールに「品川区障害者差別解消法ハンドブック」（職員用）を配布し、各すまいるスクールにおいてハンドブックの読み合わせを行うなど合理的配慮について、職員への周知・啓発を行っております。 さらに、特別支援に関する職員研修を実施するほか、年2回専門的知識を有する方が各施設を巡回し、その対応やかかわり方の助言を行う巡回相談を実施し、特別支援児童に関する理解・対応力の向上に努めております。
12.	支援が必要な子どもを持つ家庭への福祉・医療・教育の連携強化について、具体的な取組は行政から利用者への一方向的な支援や事業が中心となっている。担当課も単独のものが多く、複数課による連携事業が少ない。福祉・医療・教育の連携の具体的な方法の明記を求める。	支援が必要な子どもを持つ家庭への福祉・医療・教育の連携については、現在も関係部署間で情報共有や協議を行いながら支援を進めているところです。具体的な連携方法については、支援を必要とする子どもや家庭の状況に応じて、柔軟に対応していく必要があることから、計画への明記は控えさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
13.	インクルーシブひろばベルの利用者数について、実人数か延べ人数かの明記を求める。(他の表も同様)	実人数でございます。いただいたご意見を参考に、31 ページの重点取組に追記いたしました。
14.	区立保育園における医療的ケア児への看護師加配についての記載はあるが、知的障害児への加配について、保護者からの加配申請はできるのか。加配の事実が保護者に知られるのか回答がほしい。また、必要であれば記載してほしい。	区立保育園では、保護者からの加配申請ではなく、園長からの加配希望に基づき、本課での審査を経て保育士や保育補助者の加配をしています。 区立保育園では、特定のお子様に加配するのではなく、インクルーシブ保育を実施するために園に加配をしており、保護者へのお知らせはしていません。
15.	男女で「配偶者が在宅で子育てして自分は働きたい」の割合に大きな差があることは問題である。男性の 15.6%が子育てを配偶者に任せたいと考えている点も課題である。ワンオペ育児の負担軽減には、男性の育休取得と二人での育児が重要であり、その促進施策が必要である。区の育児サポートサービスの利用者は、比較的時間的余裕がある層が多い傾向にある。一方、サポートが得られず余裕なく一人で育児を行う親は、サービスの存在自体を知らないケースが多い。父母ともに精神的・時間的な余裕を持てる環境整備が、サービス活用の前提となる。児童センターでの父親向けイベントは良い取り組みだが、宣伝が不十分である。母子学級や両親学級、助産師面談などでの積極的な紹介が望ましい。	いただいたご意見を参考に、35 ページの「今後の方向性」を修正いたします。また、区が実施する事業の積極的な周知に取り組んでまいります。

No.	主な意見の内容	区の考え方
16.	保育園全体の改善に向けて、国や都への働きかけや、区としての努力を求める。 ①現在の保育園は、園庭がないビル内保育や、雨天時の逃げ場の不足など、子どもや職員に多大なストレスを与える環境である。これらの解決に向けた目標設定が必要である。 ②保育園は、保護者の労働保障と子どもの発達保障という重要な役割を担っており、保育士が生き生きと働ける条件整備が不可欠である。 ③育休制度の拡大は評価できるが、代替職員は正規保育士の配置が必要である。用務員も正規採用とし、災害時の対応も考慮すべきである。 ④職員の管理体制強化ではなく、保育士の自由な発想と職員間の協力を促進する体制づくりが重要である。現状では、定年退職者が品川区での再就職を避け、他区の保育園や民間保育園を選択していると聞く。この状況の改善が必要である。	保育環境の改善と保育士の処遇向上は重要な課題と認識しております。 限られた空間の中でも、子どもたちの健やかな成長を支援できるよう工夫を重ねるとともに、保育士が働きやすい環境づくりに努めてまいります。 いただいたご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。
17.	保育について ①区立保育園統括園・サポーター園の整備に反対する。区立保育園の役割は、どここの園でも子どもの最善の利益を保障する質と量の確保することであり、公立園に違いをつくる必要はないと考える。区立を統廃合し株式会社立を拡大する方向は、保育園の公共性を薄める。株式会社立では利益優先で、職員の勤続年数が短く質に影響する。これ以上の民営化は避けるべきである。 ②保育の質・量が問題である。国の設置基準が低く、職員配置基準の改善が追い付かず、人手不足が深刻である。区独自の基準、処遇改善の計画が必要である。質の面では、けがや事故の発生実態・対策を公表すべきである。 ③園庭がない保育園の激増と公園不足は深刻であり、早急な対策を求める。	いただいたご意見につきましては、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
18.	昨今の保育園における不適切保育の問題は、保育士や園長個人の責任で済ませることではない。子どもが健やかに育つ権利の保障に向けて、国は保育室や保育士と子どもの定数、保育士の労働条件などの環境整備、また両親が余裕をもって子育てができる環境・労働条件の整備が必要である。しかし戦後からこれらの問題解決は十分になされていない。	保育環境の整備については、保育士の労働条件や保育室の環境、職員配置など、様々な課題があることを認識しております。 区としては、国の基準を基本としながら、可能な範囲で保育環境の改善に取り組んでおります。また、保育の質の確保に向けて、研修等を通じた保育士の専門性の向上にも努めております。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
19.	スクールカウンセラーとの面談は1ヶ月待ちで10分のみと、いじめや不登校への支援体制が不十分である。	児童・生徒が必要な時に適切な相談支援を受けられるよう、相談時間の確保や相談体制の充実に努めてまいります。
20.	「こどもの人権」の理解推進は重要だが、「しながわこどもぽけっと」へのバナー掲載だけでは不十分である。学校での配布物や、区民が出かける先での啓発活動など、より積極的な取り組みが必要である。また、デートDVの啓発は、二十歳の集いでの配布だけでなく、中高生への配布や掲示板への掲示など、様々な場での展開が望ましい。	いただいたご意見を参考に、40ページの「現状と課題」を修正いたします。また、積極的な啓発活動に取り組んでまいります。
21.	品川区では人権教育の一環として「子どもの権利」の授業を実施しているが、教員、こども、家庭への理解は不十分である。人権という表記ではなく、「子どもの権利」に特化した学習機会が必要である。	「子どもの権利」については、より一層の理解促進が必要であることは認識しております。 今後も、教育を通じて、子どもたちや教職員、保護者の「子どもの権利」についての理解が深まるよう、取り組んでまいります。 いただいたご意見につきましては、今後の事業運営の参考とさせていただきます。
22.	94年に批准した国連のこども権利条約は、全容を学校関係者や児童に正しく教える必要がある。日本政府の施策には、権利条約に違反しているものが少なくない。	教育活動の中で、子どもの権利条約についての正しい理解が深まるよう取り組んでまいります。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
23.	こどもの意見表明について、いつでもどこでも声を聴ける仕組みとアドボカシーの理解促進が必要である。	こどもの意見表明権を保障し、その声を適切に受け止める仕組みづくりは重要であると認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
24.	意見表明権には0歳児や障害を持つ子ども、外国籍の子どもなど、自分の気持ちを積極的に表現できない子どもの気持ちを汲み取ることも含まれるため、その視点を計画に反映し実行することを望む。	ご意見として承り、45ページの今後の方向性4点目にて記載のとおり、すべてのこどもが、伝えたいことを意識化したり、言葉にしたりできるように、十分に時間をかけて話を傾聴するなど、意見をまとめる手助けをします。
25.	「子どもの意見反映」に品川CS DAYを追加してほしい。	いただいたご意見を参考に、46ページの「具体的な取組」に追加いたしました。
26.	子どもの意見表明権を保障することは重要である。子ども会議の設定はよいが、常設かテーマ別か、構成などを知りたい。	こどもの意見表明権を保障することの重要性は認識しております。 こども会議のあり方につきましては、適切な形を検討してまいります。
27.	すまいるスクールは環境や待遇に問題があり、放課後の居場所として十分な機能を果たしていない。	すまいるスクールについては、子どもたちが放課後を安全・快適に過ごせる居場所となるよう、環境整備と質の向上に努めてまいります。いただいたご意見は、今後の事業運営の参考とさせていただきます。
28.	子ども食堂支援は重要である一方、食事が十分に取れない子どもが増加している社会的背景への対応も必要である。現場で得られる情報を国にフィードバックし、貧困解消に向けた施策を提言することが望ましい。	子ども食堂への支援と併せて、子どもの貧困という根本的な課題に向き合うことの重要性は認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
29.	子ども食堂のネットワーク支援は重要であり、財政的支援をお願いしたい。	子ども食堂は、子どもの居場所づくりや地域での見守りの場として重要な役割を果たしていると認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
30.	親の教育力低下に対する、発達段階に応じた「家庭（親）の教育力」への支援を検討してほしい。	家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、家庭教育は、すべての教育の出発点である一方、地域とのつながりの希薄化や、親が身近な人から子育てを学んだり助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境の変化も認識しております。 いただいたご意見を参考に、すべての親が安心して子育てや家庭教育を行うことができるよう、様々な施策を検討してまいります。

No.	主な意見の内容	区の考え方
31.	学校生活支援員が圧倒的に不足しており、必要な児童への適切な支援が困難な状況である。特別支援教室での学びが各教室で継続できず、支援の検証も不十分である。支援対象の協議は必要だが、まずは支援員の大幅増員が求められる。広報や掲示板での周知、区役所からの派遣など、人材確保の取り組みを強化すべきである。	支援を必要とする児童が適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実に努めております。小学校・前期課程においては、個別の学校生活支援員のほか、R6 年度よりすべての学校に毎日 1 名の支援員を配置しており、R7 年度からは学級数に応じて支援員をさらに 1 名増員しています。 引き続き、支援員の確保に向けて、周知に努めていくとともに、学校や教職員への研修の機会も確保し、特別支援教育の理解・啓発も充実してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
32.	「外国人学校児童生徒等保護者補助金」の継続判断は評価できる。これは住民に寄り添う自治体として必要な支援である。	今後も引き続き支援してまいります。
33.	総合教育会議について、広報やインターネットで一般区民にもわかるように周知すべきである。	区 HP では、総合教育会議の設置の目的や協議事項などを掲載しています。区広報紙での周知は、紙面の都合から会議の目的などを掲載することは困難ではありますが、今後の周知方法については、検討してまいります。
34.	「修学」とあるが、学校に通うことを示すのであれば「就学」ではないか。	就学は「学校に入ること、在学を続けること」を、「修学」は「学びを修めること」を示します。区の在学応援資金は、高校に在学するだけでなく、在学した上で「更に修学の励む」ことを応援している奨学金となりますので「修学」という表現となっています。
35.	出前選挙は、機会の平等のため、すべての区立小中学校での実施を求める。区立在住の特別支援学校に通う児童生徒に対しても、区立小中学校在学児童生徒と同様の出前選挙体験の機会提供を求める。	出前選挙については、品川区明るい選挙推進協議会が平成 24 年に初めて小学校で実施してから、令和 6 年度には区立小中学校(義務教育学校を含む)38 校にまで拡大しております。今後も、明るい選挙推進協議会と連携して、着実に取り組みを進めてまいります。
36.	非核平和都市宣言について、庁舎に垂れ幕を掲示してほしい。	「非核平和都市品川宣言」を行った 3 月 26 日を含めた一定期間、庁舎に懸垂幕を吊り下げております。
37.	区の中央部では子どもの活動・体験機会が少なく、地域による格差が生じている。大井町駅前再開発や区役所跡地には子どもが使える施設の設置を要望する。	子どもたちが安全に遊べる場所の確保は重要な課題と認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
38.	遊びは子どもの日常生活に不可欠なものであり、単なる体験として保障するだけでは不十分である。「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にも、遊びの重要性について触れられおり、事業としてだけでなく、日常的に保障していけるような啓発も非常に重要であると思うため、こども計画においても、「遊びが子どもの育ちに欠かせない」ということを記載してほしい。	いただいたご意見を参考に、58 ページの現状と課題に追記いたします。遊びを通じた健全な発達を支援できるよう取り組んでまいります。
39.	子どもの活動機会の充実について、公園が少ないため、子どもたちが自由にのびのび遊べるようにしてほしい。道路計画で空地になっている場所を子どもたちに開放してほしい。	子どもたちが安全に遊べる場所の確保は重要な課題と認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
40.	子どもの活動機会として実施している冒険ひろばなどの外遊び事業において、「自己責任の意識を育成すること」という表記は、多様なニーズを持つ子どもたちの現状を考慮すると適切ではない。子どもたちが置かれている状況は厳しく、多様なニーズの子どもに寄り添う姿勢が見えず、誤解を生んでしまうため、「自ら考え、行動する力が育まれるように」などの表現が望ましい。	いただいたご意見を参考に、59 ページ、60 ページの重点取組と具体的な取組の文章を修正いたしました。
41.	「自己責任」という表現を「自分の責任で自由にあそぶ」への変更を求める。荏原四中跡地の冒険ひろばの明記を要望する。	いただいたご意見を参考に、59 ページ、60 ページの重点取組と具体的な取組の文章を修正いたしました。
42.	「社会参加の機会拡充」に品川 CS による機会拡充の記載を加えてほしい。	ご意見として承ります。
43.	ジュニア・リーダー教室の参加率（中高生）の%は何に対する割合を示した数字か。50%は「中高生の 2 人に 1 人が参加している」ということか。	ジュニア・リーダー教室に参加している中高生の総数に対する割合を示しております。 いただいたご意見を参考に、63 ページの重点取組に追記いたしました。
44.	児童センターの利用年齢拡大と開設時間の見直しを検討する方向性を示してほしい。	今後改築が行われる南品川児童センターは、18 歳以降の若者も利用が出来る（仮）子ども・若者活動拠点として開設予定です。 開設時間についても検討しております。
45.	「自立を地域で支える」に職場体験とドリームジョブを追記してほしい。	いただいたご意見を参考に、68 ページの「具体的な取組」に追加いたしました。

No.	主な意見の内容	区の考え方
46.	不登校の子どもたちへの支援は明確ではなく、親の発達障害など複雑な問題が絡み合っており、多角的な支援が必要である。十代や若い世代の不安感が強く、20代でうつや自殺といった事例も見られる。不登校でも大丈夫と安心させるだけで、そのまま放置されるケースも多い。メニューだけを見れば、取り組んでいるように見えるが、本来の意義が実現されていないサービスもある。行政が本気で取り組まなければ、将来はない。全国で500人を超える小学校から高校生の自殺数は、小規模校の消失と同規模である。真の支援とは様々な立場からその人を取り囲むように支えることだが、実際は大人たちが自分たちの仕事の言い訳をしていると感じる。大人の都合ではなく、子どもたちが望むこと、育つ力を尊重し、自由に考え遊べるよう、真剣に向き合うことを望む。	不登校の児童・生徒への支援については、一人ひとりの状況が異なり、家庭環境等を含めた複合的な課題を抱えているケースが多いことを認識しております。関係機関との連携を強化し、子どもたちの声に真摯に耳を傾けながら、より良い支援の充実に努めてまいります。
47.	若者への相談体制について、子どもたちが中心となって作成する広報誌の発行をしてほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
48.	子ども若者応援フリースペースとエールしながわの相談件数について、令和11年度の目標値が令和5年度実績値の2倍以上となっている。相談対応の人員確保がなければ実現は難しいと思われるが、増員予定があるのか。	子ども若者応援フリースペースとエールしながわは、利用者数・相談件数ともに年々増加しております。増加する利用者に対応していくため、人員の確保と育成、実践を支えるバックオフィスの強化等、持続可能な運営を展望した体制作りを構築してまいります。
49.	子ども若者応援フリースペースについて、区内数力所への拡大と施設充実を求める。	子ども若者応援フリースペースは、こどもの居場所として重要な役割を果たしていると認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
50.	所得制限で児童扶養手当の対象外となり、物価高騰で家計が厳しい状況である。さらに、癌の治療のため収入が減少し、医療費の負担も重くなっている。そのため、ひとり親家庭の保護者に対して、所得に関係なく医療費の一部補助制度の検討を求める。また、ベビーシッター利用の助成について、ひとり親家庭の利用可能時間数の拡大を要望する。	ひとり親家庭が直面している経済的な課題につきましては、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
51.	生活困窮者支援事業の支援人数について、延べ人数か実人数かの明記を求める。 食品配送の延べ回数の令和 11 年度目標値が令和 5 年度実績値より少なくなっている理由の明記を求める。	生活困窮者支援事業の支援人数は、延べ人数と明記いたします。 しあわせ食卓事業は、区民の皆様からご寄付いただいたふるさと納税寄付金や、企業からの食品寄付等により実施しています。区民の皆様や支援企業のご厚意により、近年では平均年 3～4 回の食品配送（約 500 世帯分、延べ 1,500～2,000 回程度）となっていました。令和 5 年度は物価高の影響からか支援企業の申し出が特に多かったため、年 6 回（延べ 3,038 回）の食品配送を実現することができました。皆様のご支援が原資となっているため、区としては事業周知や支援の呼びかけを行いながら、年平均 4 回の配送を確保していくことを計画としています。 また、しあわせ食卓事業以外にも、子ども食堂支援やお米支援プロジェクト、朝食支援などと連携し、様々な手法を用いて子どもの食の支援の充実を図ってまいります。
52.	子どもの権利擁護の相談窓口について、区議会子ども若者応援フリースペースもその役割を担うひとつであると答弁されていた。その役割があるのであれば明記を求める。	子ども若者応援フリースペースは、こどもの状態に応じて必要な支援先(品川区児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センター、教育総合支援センター、区内で活動する子ども関連団体、品川区社会福祉協議会、東京都若者総合支援センター、東京都教育相談センター等)と連携し、繋ぐ役割を果たしていると認識しております。 いただいたご意見を参考に、71 ページ、72 ページの重点取組と具体的な取組の文章を修正いたしました。
53.	しながわチャイルドラインとの連携強化と、タブレットを活用した相談システムの進化を望む。	子どもたちが相談しやすい環境づくりは重要と認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
54.	保育園・学校・塾等での子どもへの性犯罪、災害時の避難所における妊産婦・母親・子どもへの性的被害について、授乳室やトイレ等の機能を維持しながら安全を確保する具体的な対策を、品川区の姿勢として明確に示すべきである。	子どもたちや女性への性犯罪・性暴力の防止、および災害時における安全確保は重要な課題と認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
55.	品川区の公園整備については、品川中央公園を除き、遊具の減少が著しく、他区と比べても問題が深刻である。	公園の遊具については、子どもたちの遊び場として重要な役割を果たすものであると認識しております。 いただいたご意見は、今後の公園整備を進める上での参考とさせていただきます。
56.	主任児童委員の扱いについて、どのようにとらえているのか。	いただいたご意見を参考に、97 ページの「具体的な取組」に追加いたしました。

4. 第4章について

No.	主な意見の内容	区の考え方
57.	品川区の子どもたちの成長発達に大きな影響を与えるものであることから、4章、就学前人口の年齢別推計と教育、保育施設、地域型保育事業の確保方策について意見を述べる。品川区の保育施設は148施設に及び、多くの子どもたちが利用していることが分かる。私立の開設支援よりも、公立保育園の職員体制の強化や保育環境・処遇の改善を通じて、保育の質を高める方策が必要であると考えます。こども誰でも通園制度の試行結果はどうであったか。現場では十分に対応できる状態であったのか。 また、私立保育園の経営面では、開設支援よりも雇用確保のための定員定額制補助など、具体的な支援を実施すべきである。子どもたちが楽しく過ごせる場所として、公立を中心とした区の責任ある保育政策の実施を望む。	保育の質の向上については、研修の実施を通して引き続き取り組んでまいります。 こども誰でも通園制度について、アンケート結果から家庭ではできない経験ができ子どもの成長がみられた、心の余裕が生まれ子どもと向き合う時間が持てたといった声をいただいております。一定の成果があったと考えます。また、現場からも通常の保育と違う視点で保育ができ、やりがいを感じた等の声をいただいております。今後も配置基準、補助金額の見直しなど、引き続き検討を進めてまいります。 また、私立保育園の雇用確保については、重大な課題であると認識しております。雇用にかかる経費への支援等、引き続き取り組みを実施してまいります。
58.	品川区こども計画(素案)には心配な点がある。人の一生で最も重要な、生まれてから成人するまでの期間に対する計画であり、変化の速い現代では柔軟な対応が必要である。 保育園は現代の子育てに不可欠な社会資源であり、保育に欠けない家庭の子どもも通園できるようになることから、需要は急速には減少しないと考えられる。国の保育園の最低基準は低すぎるため、基準引き上げによる豊かな保育の実現に向けた国への要請が必要である。子育ての悩みの有無に関わらず、寄り添う専門家が近くにいることが必要である。	こども計画については、社会状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があると認識しております。 保育需要については、今後も慎重に動向を見極めながら、必要な保育サービスの確保に努めてまいります。また、保育の質の向上に向けた取組も継続して実施してまいります。 いただいたご意見は、施策の推進にあたっての参考とさせていただきます。
59.	棒グラフの縦軸の左側の基点を、右側と同様に0にすべきである。	ご意見として承ります。

No.	主な意見の内容	区の考え方
60.	公立保育園は区民の大切な財産であり、縮小や民間委託には反対である。 ①地球温暖化による自然災害や地震等で不測の事態が起こりうる状況下、自治体として責任をもって子どもを守れるのは公立保育園である。 ②職員の身分保障や環境が保障されていなければ良い保育はできず、民間では公立以上の保障は期待できない。 ③区の財政上、区立保育園の存在が悪影響を及ぼすことはない。	ご意見として承ります。
61.	区立保育園の民間委託・統廃合計画については見直しを求める。	
62.	時間外保育事業について、特に私立保育園への補助を充実してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の事業運営の参考とさせていただきます。
63.	すまいるスクールは総じて物理的に狭い。学校内のすまいるスクールで預かってもらえ、夏休みのお弁当を出すのは親は助かるが、利用している子どもたちの気持ちや意見は十分に聞かれているのだろうか。学校で6時間目まで頑張り、さらに教室以上に狭い場所で、好きな遊びも制限され、ただお迎えの時間を待つ場となっていないだろうか。十分な広さは最低限の子どもの福祉であり、子どもの権利であり、人権である。学校外の公立学童保育も増やしていく必要があると思う。港区では4月から手狭になった学校の校内学童は学校の近隣の施設に増設されるとのことである。	すまいるスクールの環境については、スペースの制約があることは認識しております。子どもたちが放課後を快適に過ごせる場所であることは重要であり、活動スペースの確保は課題の一つと考えております。 また、子どもたちの意見を聞く機会を設けることも、より良い運営のために必要であると考えております。 いただいたご意見は、今後のすまいるスクール事業を進める上での参考とさせていただきます。
64.	地域子育て支援拠点事業について、民間団体による子育てひろばの実施を可能にする仕組みづくりを求める。	ご意見として承ります。
65.	オアシスルームは子育て親子にとって有益なサービスであり、短時間の預かりによって子育ての質向上や虐待防止にもつながる。しかし、現状では認可保育園に通う子供以外は利用できない制限があり、この制限の撤廃が望ましい。	オアシスルームは、子育て家庭への支援として重要な役割を果たしていると認識しており、令和7年9月より在園児等についても土曜利用が可能となります。 利用対象を拡大することにより、さらに多くの子育て家庭の負担軽減および健やかな親子関係の構築を図ってまいります。

5. 第5章について

No.	主な意見の内容	区の考え方
66.	こども計画の PDCA において、特にチェックには注意が必要である。例えば、アンケートの未回答者について考慮する必要がある。OECD のこども幸福度で日本は最低水準であり、品川区の 8 割が幸福との回答には疑問がある。	計画の進行管理、特に実態把握や評価においては、アンケートの回答状況や調査方法など、より正確な現状把握ができるよう留意する必要があると認識しております。 いただいたご意見は、今後の計画の進行管理において参考とさせていただきます。

6. その他

No.	主な意見の内容	区の考え方
67.	品川区の子どもたちへのグローバル教育方針が不明確なため、語学だけでなく、異文化理解、多様性の受容、コミュニケーション力の育成など、グローバル社会を生き抜くための具体的な教育方針を明示すべきである。	令和 7 年度に施行される「品川区教育振興基本計画」における施策推進の方針として、「グローバル・イノベーションを担う人材育成、職業実践力の育成」を明示しております。その方針のもと、一人ひとりの資質・能力を育成する教育を推進してまいります。
68.	品川区の子ども向け政策は年々拡充されており、特に乳幼児への支援は充実している。しかし、小学生以上への対策は課題が多く、量より質の向上が必要である。	小学生以上の子どもたちへの支援については、さらなる質の向上が必要であることは認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
69.	制服の無償化や給食の有機野菜化は子育て世代には歓迎される政策だが、子育てを終えた世代には納得できない。制服無償化より制服自体の廃止を提案する。今後はふるさと納税を他市町村へ寄付する予定である。全世代が納得できる政策を求める。	世代による偏りがないう政策を進める必要があると認識しております。いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
70.	大崎地区における取組が少なく感じる。(特に体験活動)	子どもの活動機会については、地域による偏りがないう、取組を進める必要があると認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
71.	区立小中学校での経験から、外国籍の生徒に関する課題について意見を述べる。区内には多国籍企業や難関大学があり、転入してくる外国籍の生徒が一定数存在する。特に研究者の子弟は能力が高いにもかかわらず、言語とカリキュラムの違いにより苦労している。 3ヶ月の日本語教育後も、通常授業における学習支援や巡回指導が年単位で必要である。特に数学・理科については、生徒の第一言語もしくは英語での補習が必要と考える。 実際に、ロシア語母語や広東語母語の生徒に対して英語で理科・数学の説明を行ったところ、即座に理解し学習に取り組むことができた。このような支援の充実を検討いただきたい。	支援を必要とする児童・生徒が適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実に努めております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
72.	子育てに関わる各部署の連携が重要である。区の施設を含め、利用者にとって居心地の良い場所を現場の人達が相互に紹介し合えるような風通しの良さが、区内の施設を有効活用する鍵となる。	利用者の方々が必要な支援やサービスを適切に受けられるよう、施設間や部署間の情報共有や相互連携の促進に努めてまいります。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
73.	子どもの権利条約を重視している点は評価すべきである。すべての児童施設に利用者、区民にわかりやすい場所に掲示してほしい。	子どもの権利条約の周知は重要であると認識しております。より多くの方々に理解していただけるよう、周知方法について検討してまいります。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
74.	計画案は子どもを支援の対象とみなす考えがベースとなっているが、子どもは権利の主体として捉えるべきである。多くの大人は子どもを教え導く対象と考えており、その結果、子どもたちは学校や家庭で抑圧され苦しんでいる。この状況を改善するには、大人の意識改革が必要であることが理解できる計画を期待している。	子どもたち一人ひとりの意見や思いを尊重し、子どもの最善の利益を実現できるよう、大人の意識啓発を含めた取組を進めてまいります。 いただいたご意見は、計画の推進にあたっての参考とさせていただきます。
75.	計画案では支援者を民間やNPO、ボランティアに頼る部分が多いが、継続性に不安がある。現在の経済状況では、気持ちがあってもボランティアをするゆとりのない人が多いのではないかと。自治体には保育の責任があり、子育てに悩む家庭や虐待等の問題に対応するため、日頃からアクセスしやすい保育園・児童センター等の充実が重要である。	子育て支援については、区が実施するサービスと、多様な主体との協働による支援の両面が必要と考えております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
76.	品川区は給食費の負担軽減や医療費無料化の対象拡大など、子育て支援に力を入れている。こども計画案については、当事者や区民に広く周知し、丁寧な説明と双方向型の説明会を開催してほしい。子どもの豊かな成長を保障できる計画を、多くの当事者支援者で考えて作りたい。	いただいたご意見を参考に、品川区こども計画がより多くの方に認識していただけるよう、周知の徹底に一層努めてまいります。
77.	若者支援に感謝している。就職できず社会人経験がなかったが、子ども若者応援フリースペースでの就労体験や、地域のデジタル課題を解決する「しなデジ」に参加できた。しなデジではPCの貸与やAIアプリの利用が可能で、AIやデジタル技術への関心が芽生えた。区の職員の方々に感謝している。	今後も、若者の皆さまが社会とつながり、それぞれの可能性を広げていけるよう、支援の充実に努めてまいります。
78.	性については性的指向や性的マイノリティの記載にとどまり、性教育や望まない妊娠についての記載がない。区として責任をもってこれらの課題に向き合い、記載すべきである。	性的指向や性的マイノリティだけではなく、望まない妊娠、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた教育が必要であることを認識しております。 いただいたご意見を参考に、子どもや若者が、人生において、責任ある選択をするための知識やスキルを学ぶことができるよう、様々な施策を検討してまいります。
79.	東京都社会福祉協議会の「区市町村福祉サービス等苦情対応機関一覧」（令和6年5月）では、品川区は保育所および他の児童福祉サービスの苦情対応機関が「なし」となっている。実際の機関の有無と、ない場合の今後の設置予定について回答がほしい。また、必要であれば記載してほしい。	保育所の苦情対応機関は、区担当部署です（東京都ホームページ「保育所の保育内容に関する相談-相談窓口一覧」にも記載されています） (https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/hoikusoudan)。 また、区立保育園につきましては、保育園と利用者との対等な関係を確保することを目的とした第三者委員を設置しております。 なお、東京都社会福祉協議会の「区市町村福祉サービス等苦情対応機関一覧」に記載の「品川成年後見センター」は品川区社会福祉協議会にあり、介護保険および障害者福祉サービスのみ取扱っております。備考欄に受付先の記載をするよう同会に依頼します。
80.	義務教育学校の校区教育協働委員として、「こどもの意見を聞く」活動を行っているが、児童生徒との意見交換において、子どもたちの本音を聞き出すことの難しさを実感している。「こどもの意見を聞く」という行為を形式的なものにとどめず、実質的に実現できるよう、寄り添える大人の育成が必要である。	子どもの意見を聞くことは、形式的な実施ではなく、子どもたちが本音を話せる信頼関係の構築が重要であると認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
81.	計画素案の基本理念中心と、プレス発表の子どもに関わる箇所を読んだ。子ども真ん中の理念の具体的な考えにおいて、現存の保育や学校の施設面積・物品基準の向上、また担任や事業担当の人的基準を実態に合うように品川区で補充することを希望する。子どもへの対応には人員が必要であり、その基準や具体的な人材確保が大切である。	適切な施設環境の整備と十分な人員配置については、子どもたちの健やかな育ちを支えるための基盤として認識しております。 いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
82.	パブリックコメントの期間が 21 日間で 200 ページの素案を理解するのは難しく、期間の延長を求める。また区民向けの説明会の開催を求める。	パブリックコメントについては、区の規定に基づき実施させていただいております。 いただいたご意見につきましては、今後の事業運営の参考とさせていただきます。
83.	教育について ①区内小中学校の不登校は 5 年間で 3 倍の 600 人に増加し、いじめも増加していると聞く。人権尊重と学ぶ権利の保障には、少人数学級の実現と教職員の増員・処遇改善が必要である。品川区の計画を求める。 ②こどもの意見表明権の取り組みとして、学校校則の見直しに取り組んでほしい。 ③ジェンダー教育において、自分の体を守る性教育を成長に合わせ早期に進めてほしい。	不登校やいじめの増加については重要な課題として認識しております。 いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
84.	品川区子ども計画素案について、1994 年の子どもの権利条約から始まる背景を踏まえ、子どもの権利条約 30 年にふさわしい内容への期待がある。	いただいたご意見を参考に、品川区子ども計画がより多くの方に認識していただけるよう、周知の徹底に一層努めてまいります。
85.	子ども子育て会議の内容を広報しながわに掲載してほしい。	子ども・子育て会議の内容については、区民の皆様により広く知っていただくことが重要と考えており、会議資料・会議録は、品川区ホームページにて公開しております。 いただいたご意見は、今後の情報発信の参考とさせていただきます。
86.	子ども図書館の充実と増設をしてほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。
87.	こども教育は、教師が上から目線で教えるのではなく、こどもに寄り添うファシリテーターの役割を果たすものである。知識の展開が速い現代では、50 代の先生が先端知識を教えることができると考えることに無理があると思う。	
88.	品川区では教育委員会と福祉課の連携不足が問題となっているため、解消をお願いしたい。	いただいたご意見は、庁内で共有させていただきます。

No.	主な意見の内容	区の考え方
89.	障害児は、20 歳を超えても教育を受け続けられる教育拡充施策を考えて欲しい。 海外では義務教育を 22 歳まで受けられるようにしている。	いただいたご意見を参考に、より良い支援の充実に努めてまいります。
90.	五歳児健診については、障害や発達問題のある子どもの特別支援への誘導が目的化しているのではと疑っている。こども権利条約、障害者権利条約に基づき、全ての保護者に普通学級で学ぶ権利があることの周知が求められる。	いただいたご意見につきましては、今後の事業運営の参考とさせていただきます。
91.	区報の表紙に掲載された地域で社会貢献している団体の方々の笑顔から、協力し合える仲間の存在が自信につながる事が感じられた。この 200 ページを通して、ゆるく繋がることで生まれる自信が、子どもにも大人にも必要だと感じられた。	ご意見として承ります。
92.	小学校の「図工」が育む「自分を表現する中で自分と向き合い何かに没頭する」時間を増やすことが望ましい。横並びの学習だけでなく、「自分」を見出せる時間大事にする視点を区の独自性として持つことができればよい。	
93.	給食費無償化後に給食の味が落ちたとの指摘がこどもから出ていると知った。無償化前後で何が変更されたのか検討が必要である。また、食材のオーガニック化は供給不安と食材費高騰を招く懸念があり、現在の食材への不信感を生む可能性があるため反対である。納税者の立場から、給食無償化前後の違いを適切に検討することを要望する。	
94.	給食のオーガニック野菜の使用は不要な政策である。高額な税金を使用することへの不満があり、オーガニック以外を「悪」とする考えや基準にも疑問がある。オーガニック野菜のみの使用は子ども達の選択の自由を奪う無駄な政策である。	
95.	LED 照明や Wi-Fi の電磁波が、子どもの学習環境や健康に悪影響を与えている可能性がある。 デジタル機器を早期から使用する現代の子どもたちへの影響が心配。	